

行動旅費規程

1989年10月28日制定

(目的)

第1条 この規程は、茨城県テニス協会（以下「協会」という）の会員等が協会事業に従事した場合における費用の支給基準について定めるものである。

(適用)

第2条 本規程における協会事業のうち次に掲げる事業に従事した場合に適用する。

- (1) 理事会・常務理事会及び委員会の会議に出席した場合。
- (2) 大会の運営，審判に従事した場合。
- (3) 関係団体等の会議に出席した場合。但し，別途旅費等が支給される場合は除く。
- (4) その他協会事業を遂行する上で必要と認めた場合。

(支給基準)

第3条 第2条に定める事業に従事した場合，次の基準により支給するものとする。

交通費

(1) 理事会・常務理事会及び委員会の会議に出席した場合

- 1) 公共交通機関（鉄道・バス）を利用する場合，実費を支給する。
- 2) 自家用車を利用する場合，往復距離に37円を乗じた額を支給する。
なお，往復距離20km以下の場合，20kmとして支給する。また，算出された交通費の100円以下に端数が生じた場合は，10円の桁以下を四捨五入するものとする。
- 3) 自家用車を利用する場合で，一般道路の利用が著しく困難な場合，実費で精算することができる。

(2) 大会運営，審判に従事した場合

- (1) に準ずるものとする。

(3) 関係団体等の会議に出席した場合

- 1) 公共の交通機関を利用する場合は鉄道料金，バス料金の実費を支給する。片道120kmを超えて利用する場合にあっては，座席指定料金を加算することができる。
- 2) 公共の交通機関を利用する事を原則とするが，時間，料金共に自家用車を使用する方が得策の場合にはこれを認める。この場合の算定は1)に準ずる。
- 3) 特別な場合を除きタクシー料金は支給しない。

2 日当

- (1) 茨城県内で開催される会議の場合は半日1,000円，1日2,000円を支給する。
- (2) 茨城県外で開催される会議の場合は一律3,000円を支給する
- (3) 大会運営，審判の場合は 半日2,000円，1日4,000円を支給する。

- 3 その他協会事業を遂行する上で必要と認めた場合
協会事業を遂行する上で必要と認めた場合，上記1，2を参考に支給することができる。

第4条 前条に定める額は，協会の予算のうち次の項目より支出する。

- (1) 理事会，常務理事会に出席した場合
総会及び理事会等開催費より支出する。
- (2) 委員会に出席した場合
各委員会より支出する。
- (3) 大会運営に従事した場合
各大会収入より支出する。
- (4) 関係団体等の会議に出席した場合
事務局費のうち行動費より支出する。但し，委員会に係わる会議に出席した場合は，各委員会より支出する。
- (5) その他協会事業を遂行する上で必要と認めた場合
協会事業費のうち行動費より支出する。

(規程の改定)

第5条 本規程を改定するときは，理事会の決定によるものとする。

付則 本規程は1990年4月1日より施行する。
本規程は1999年12月12日から施行し，2000年4月1日から適用する。
本規程は2003年 3月 9日から施行し，2003年4月1日から適用する。
本規程は2004年11月28日から施行し，2005年4月1日から適用する。
本規程は2008年 4月27日から施行し，2008年5月1日から適用する。

交通費の換算表

往復距離 Km	交通費 (37 円/km) 円	往復距離 Km	交通費 (37 円/km) 円
0 ~ 20	700	125	4600
30	1100	130	4800
35	1300	135	5000
40	1500	140	5200
45	1700	145	5400
50	1900	150	5600
55	2000	155	5700
60	2200	160	5900
65	2400	165	6100
70	2600	170	6300
75	2800	175	6500
80	3000	180	6700
85	3100	185	6800
90	3300	190	7000
95	3500	195	7200
100	3700	200	7400
105	3900	205	7600
110	4100	210	7800
115	4300	215	8000
120	4400	220	8140